

平成31年4月1日

平成31年度（令和元年度） 練馬区立開進第二中学校 学校経営計画

練馬区立開進第二中学校

校長 指田 和浩

1 前文

2020年度から実施される次期学習指導要領総則には、次のように示されています。

「今の子供たちが、成人として社会で活躍する頃には、我が国は激しい挑戦の時代を迎えていると予想される。（中略）また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。」

さて、生産者年齢人口の減少や絶え間ない技術革新等により、10年後、20年後の日本は、現在の社会構造や職業の在り方が想定できないほど大きく変化するのではないかとされています。

私は、子供たちが、そのような時代をたくましく生きていくためには、どのような資質・能力を身に付けていくことが大切なのか、今からその実現に向けて取り組んでいかなければならないと考えています。

本校には、「自立」「勤労」「協調」という教育目標があります。次期学習指導要領に示されている各教科等で身に付けるべき資質・能力を明確にし、本教育目標を実現させていくことで、子供たちが予測困難な時代をたくましく生きていくための土台ができるのではないかと思います。

具体的には、子供たちの学力を向上させるため、従来の指導法に加え、「主体的・対話的で深い学びの実現」という新たな視点に立った授業改善を進めていくとともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」の授業を確実に実施いたします。

また、本校では、昭和47年から東京都教育委員会の人権尊重教育推進校の指定を受け、重点的に人権教育に取り組んできました。世の中がどんなに変化しようとも、人が人のことを尊び、人のために行動することは、不変であると考えます。今後とも、人権教育に関する取組を通して、子供たちが人権に関わる学びを習得し、行動に結び付くような教育を一層進めてまいります。

さらに、特別支援教育の推進も重要な課題です。本校には、聞こえに関する通級指導学級がありますが、今年度からは新たに、特別支援教室も開室します。一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や支援を、スクールカウンセラーをはじめ、外部機関とも連携しながら、全校体制で取り組んでまいります。

一方、本校の校内体制をみると、多くの教員が入れ替わり、若い先生方の割合も高くなっています。そのため、将来の教育を牽引する教員の育成を行いながら、安定した学校経営を行うことも重要な課題となっています。

最後に、「不易と流行」という言葉がありますが、私は、いつまでも変化しない本質的なものを大切にしながら、新しいものを柔軟に取り入れていくことが、これからの教育にとって、必要であると考えます。これまで、歴代の校長先生や教職員の方々をはじめ、保護者や地域の方々でつくりあげてきた、本校の連綿と続く歴史を重く受け止めるとともに、子供たちが未来に向かって大きく羽ばたくための教育を、保護者や地域の方々のご支援をいただきながら、取り組んでいく所存です。

2 目指す学校

(1) 教育目標

- 自立 「よく考える人になろう」
勤労 「すすんで働く人になろう」
協調 「ともにたすけあう人になろう」

(2) 教育目標の達成に向けた各学年の重点目標

教育目標	第1学年	第2学年	第3学年
自立:よく考える人になろう	根拠に基づき論理的に考えることができる。	多角的・多面的な視点で考えることができる。	自ら課題を発見し、解決に向けて考えることができる。
勤労:すすんで働く人になろう	自分について知り、よい点を見付けることができる。	自分の将来や職業に関心をもつことができる。	自分の進路を選択し、切り拓くことができる。
協調:ともにたすけあう人になろう	積極的にあいさつをすることができる。	感謝の気持ちをもって人と接することができる。	相手の立場に立って行動することができる。

(3) 目指す生徒像

- ① 生涯にわたって、主体的に学び続けることができる生徒
- ② 夢や理想の実現に向け、努力を惜しまない生徒
- ③ 自他を大切にし、進んで人のために行動できる生徒

(4) 目指す教師像

- ① 生徒を認め、生徒と共に学び続けることのできる教師
- ② 生徒の自己実現を支援できる教師
- ③ 生徒の心に寄り添うことのできる教師
- ④ 教育公務員としての自覚をもって、職務を遂行する教師

(5) 目指す学校像

- ① 生徒の笑顔にあふれ、明日も登校したくなる学校
- ② 保護者にとって、安心して子供を登校させることのできる学校
- ③ 地域とともに歩み、協力を得られる学校
- ④ 「チーム」として、迅速に課題を解決する学校

3 中期経営目標と具体的方策

(1) 生涯にわたって、主体的に学び続けることができる生徒の育成（自立）

- ① 各教科等において育成すべき資質・能力の内容を明確化する。
- ② 基礎・基本の定着を図るとともに、次期学習指導要領の趣旨を実現するための授

業を展開する。

- ③ 家庭学習の定着と主体的な学習態度を育成するための取組を強化する。
- ④ 体力向上と健康づくりに向けた取組を推進する。

(2) 夢や理想の実現に向け、努力を惜しまない生徒の育成（勤労）

- ① 生徒の自己実現を支援する校内体制を確立する。
- ② 健全な職業観・勤労観を育むとともに、社会貢献意識を向上させるためのキャリア教育を推進する。
- ③ 生徒会活動や部活動など、生徒の自主的活動を活性化させる。
- ④ 生涯を通して、安全な生活を送る基礎を培う。
- ⑤ 自ら進んで、安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質・能力を養う。

(3) 自他を大切にし、進んで人のために行動できる生徒の育成（協調）

- ① 人権尊重を視点に、生徒の学校生活の安定と心の伸長を図るための指導を行う。
- ② 平成22年度に生徒会が作成した「思いやり宣言」を継承し、常に意識させる指導を行う。
- ③ 道徳教育の推進に努めるとともに、「特別の教科 道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育成する。
- ④ 基本的な生活習慣を身に付けさせ、社会性・規範意識を育成する。

(4) 生徒にとって登校したくなり、保護者にとっても登校させたいような信頼感ある学校づくり

- ① 保護者、地域社会から信頼され、「チーム」として迅速に課題を解決する。
- ② 人材育成を図るためのOJT体制を確立する。
- ③ 教育公務員及び組織の一員としての自覚をもって、職務を遂行させる。

4 平成31年度の達成目標と具体的方策

(1) 「生涯にわたって、主体的に学び続けることができる生徒の育成」に向けて

① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ア 1単位時間のねらいやその時間に身に付けるべき力を明確化する。
- イ 教えて考えさせ、考えたことを豊かに表現する場面を授業に位置付ける。
- ウ 「個に応じた指導と評価」の視点に立った、個別指導を一層進める。
- エ 生徒の興味・関心を高めるための教材やICT機器を積極的に活用する。
- オ 各教科や総合的な学習の時間で、学校図書館を活用した教育活動を一層進める。
- カ 読書活動を進めるため、学校図書館活用の情報発信を積極的に行う。
- キ 授業力向上のための研究授業を一人1回以上実施する。
- ク 生徒による授業評価を年1回以上実施する。
- ケ 近隣小学校との小中一貫教育を進め、授業交流を行える環境づくりを進める。
- コ 難聴学級及び今年度から開室する特別支援教室では、一人一人の生活や学習上

の課題解決に向けた、きめ細かな指導や支援を行う。

② 家庭学習の定着

- ア 家庭学習の定着を図るための指導を、全学年で重点的に実施する。
- イ 教科、学年、分掌が連携して、日々の予習・復習の状況を把握し指導に生かす。
- ウ 長期休業中や定期考査前に、学力向上支援講師を活用した補習学習を実施する。
- エ 主体的な学習態度の育成につながる朝読書を継続して実施する。

③ オリンピック・パラリンピック教育や食育等の推進

- ア 保健体育の授業を中心に、4つのテーマ・アクションを踏まえた取組を進める。
- イ 運動や部活動への積極的な参加を促す。
- ウ 栄養士との連携を図り、日常の給食指導を通して食についての関心をもたせる。
- エ 教職員全員が食物アレルギーに対する意識を高め、緊急時の対応を習得する。

(2) 「夢や理想の実現に向け、努力を惜しまない生徒の育成」に向けて

① 自己肯定感の高揚に向けた教育活動の推進

- ア 全校生徒が本校生徒であることに誇りを持ち、自らの自信につなげることができる指導を、全教育活動を通して行う。
- イ 生徒の夢や理想を温かく受け止めながら、その実現に向け励まし支援していく。
- ウ 学ぶことと自己の将来とのつながり、今学んでいることが将来どのような職業に結び付くのかを意識させた授業づくりを行う。
- エ 全教育活動を通して、生徒が活躍し達成感と充実感が得られるようにする。
- オ 学級活動や学校行事などを通して、人との望ましい関わり方を体得させ、よりよい集団を築こうとする指導を行う。
- カ 進路指導では、面談などを通して進路情報を提供するとともに、ガイダンス機能を一層充実させる。

② 社会参画意識の向上に向けた体験活動等の充実

- ア 自分は人のために役立っているということを実感させるような体験活動やボランティア活動を行う。
- イ 各学年、年1回の本物体験や模擬的な体験活動を実施する。
- ウ 自己の生き方を見つめ、社会的・職業的自立に向けた講演会等を実施する。
- エ 社会性や公共性を培うための生徒会活動、委員会活動、部活動を行う。

③ 安全教育（生活安全、交通安全、災害安全）に関わる教育活動の推進

- ア 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、回避する能力や地域社会の安全に役立つとする安全指導を実施する。
- イ セーフティ教室等の機会を活用して、家庭や地域社会との連携に努める。
- ウ 中学1年生全員と地域の避難拠点の方々との防災訓練を実施する。
- エ 「3.11を忘れない」や「地震の手引き」等を活用した安全指導を、年間を通して実施する。

(3)「自他を大切にし、進んで人のために行動できる生徒の育成」に向けて

① 人権教育の推進

- ア 人権尊重教育推進校として、普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組を、小中一貫教育の中で一層充実させる。
- イ すべての教育活動の中で、人権課題を取り上げる意識を教職員がもち、生徒自らの関わりから、人権課題についての正しい理解と認識を深める指導を行う。
- ウ 一人一人の個性や能力を生かし、学級の一員としての存在感を深める。
- エ 学級における人権上の課題の解決を図り、望ましい人間関係を育成する。
- オ 生徒の心に落ち着きを与えるとともに、「言語環境」の整備を心がけ、意図的に生活及び学習の環境を整える。
- カ 「校内の美化」に意識的に取り組み、教室や廊下等の掲示物の整備を行う。

② 道徳教育の推進

- ア 生徒が心情を深めるとともに、深く物事を考え議論する場として、「特別の教科道徳」の授業を進める。
- イ 年間指導計画に基づき、教科書を活用した「特別の教科道徳」の授業を確実に行う。
- ウ 人権教育との調和を図りながら、全教育活動を通して道徳教育を進める。

③ 生活指導及び教育相談の充実

- ア いじめや不登校等の未然防止に向けた指導を徹底する。
- イ 「学校いじめ対策基本方針」、「SNS学校ルール」等に基づく指導を全教職員が意識して行う。
- ウ いじめ防止対策委員会による組織的な対応や、家庭及び関係諸機関と連携した指導を行う。
- エ 年3回以上の生活アンケートを全校生徒に実施し、いじめを未然に防ぐ体制を確立する。
- オ 学校教育全体を通して、服装、頭髪、聞く態度、話す言葉、時間を守る等の指導を全教職員が共通に認識し、指導にあたる。
- カ 教育相談活動を一層充実させ、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活臨時支援員等との具体的な連携を強化する。
- キ 情報保障の機会を通じ、聞こえに関わることを全生徒に理解させる。

(4)「生徒にとって登校したくなり、保護者にとっても登校させたくくなるような信頼感ある学校づくり」に向けて

① 校内組織の充実と活性化

- ア 学校運営の効率化や活性化を図るため、運営委員会を核に、事案決定と組織的な運営を行う。
- イ 次期学習指導要領の実施に向け、各教科等の授業時数を確実に確保する。
- ウ 移行措置を踏まえ、未履修の内容が出ないよう、計画的な教科経営を行うとともに、週1回週案簿を管理職へ提出する。
- エ 教育課題の解決に向け、分掌、学年等からの報告、連絡、相談の迅速化や緊密

化を図るとともに、問題の未然防止及び初期対応の徹底を図る。

- オ 生徒指導及び事故発生時の緊急対応については、全教職員の共通理解の徹底とともに、組織的な対応を行う。
- カ 特別支援教育（難聴学級、特別支援教室）においては、関係諸機関と連携しながら、合理的配慮に基づいた校内の指導・支援体制を確立する。
- キ 難聴学級で実践している情報保障等、障害者差別解消法に基づくユニバーサルデザインとしての取組を一層推進する。
- ク 地域連携事業の学校支援コーディネーターを活用した教育活動を一層進める。
- ケ 校内予算の進行にあたっては、随時進行管理を行い、適正な会計処理を行う。
- コ 環境問題の視点と経費削減の両面から光熱費（コピー用紙、電気、ガス、水道等）の節減に努め、費用対効果に基づく環境整備を進める。
- サ 働き方改革の視点を踏まえ、会議の効率化や部活動の時間短縮等を進める。
- シ 学校だよりやホームページ等を活用して、学校からの積極的な情報発信を行う。

② OJT体制の確立

- ア 東京都教育委員会が策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づいて、意図的・計画的な人材育成を行う。
- イ 若手教諭のキャリアアップへの意識付けを図り、実務経験を通じた育成を早期から行う。
- ウ 教員が身に付けるべき4つの力のうち、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」にも重点を置いた育成を行う。
- エ 学年、分掌において、主幹教諭・主任教諭を中心として、組織的に相互研鑽を行う体制を確立する。

③ 服務事故の根絶に向けた組織的な取組の強化

- ア 教育公務員の自覚に基づき、生徒、保護者、地域の信頼を失うことがないように、厳正な態度で勤務する。
- イ 服務事故の根絶に向けて、以下の内容についての研修会等をあらゆる機会を設けて実施する。（「生徒のために」 「自分のために」 「家族のために」）
 - ・ 個人情報適切な管理等
 - ・ 体罰、不適切な指導、言動等の禁止
 - ・ 自家用車通勤等の禁止、交通事故の防止
 - ・ 飲酒に伴う不適切な行為の防止等
 - ・ 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメント等の禁止
 - ・ 私的なメール、SNS等の禁止
 - ・ パーソナルコンピュータの適正な利用
 - ・ 利害関係者との不適切な接触等の禁止等
 - ・ 会計事故の防止
 - ・ 児童・生徒等の模範となる身だしなみ等
 - ・ 障害者差別の禁止等
 - ・ パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止